

質問及び回答書

令和8年9月18日

各 位

福島市上下水道事業管理者
杉 内 剛
(公 印 省 略)

「水道料金徴収等包括業務委託」への質問を受け付けたことについて、下記のとおり回答いたします。

記

1	質問	福島市上下水道局公告第 58 号 特定業務委託共同企業体を結成する場合の資格要件 ④構成員の最小出資比率について 共同企業体の場合、「2 者の場合：構成員の最小出資率を 3 0 %以上とする」「3 者の場合：構成員の最小出資率を 2 0 %以上とする」と記載がありますが、建設業で多い共同企業体甲型が限定の記載内容と思料します。本案件については業務品質確保のため、各社が経験ある業務での担当範囲及び地元企業活用なども考えており、業務の割合に応じて比率を変更してもよいかご教示願います。また、「特定業務委託共同企業体協定書」の書式は現状に合わせて変更が可能かも、ご教示願います。
	回答	公告に記載のとおりで、変更できません。 また、特定業務委託共同企業体協定書の書式につきましては、必要事項が記載されている限り、変更可能です。
2	質問	福島市上下水道局公告第 58 号 特定業務委託共同企業体を結成する場合の資格要件 本案件については業務品質確保のため、各社が経験ある業務での担当範囲及び地元企業活用なども考えているため、業務施行分担制である乙型共同企業体での参加が可能か、ご教示願います。また、「特定業務委託共同企業体協定書」の書式は現状に合わせて変更が可能かも、ご教示願います。

	回答	共同企業体の形態は問いません。 また、特定業務委託共同企業体協定書の書式につきましては、必要事項が記載されている限り、変更可能です。
3	質問	水道料金徴収等包括業務委託業務仕様書 P5 第2章 業務実施体制 4 組織 (2) 質問：組織にはそれぞれの業務リーダーを配置し、各業務リーダーは「実務経験を3年以上有する者でなければならない」とされています。 「実務経験3年以上」の基準日について、公告日現在（令和8年8月31日）で3年以上の実務経験を有する者を指すのか、業務開始日である令和9年4月1日時点で3年以上の実務経験を有する者を指すのか、ご教示願います。
	回答	基準日については、公告日現在（令和8年8月31日）で3年以上の実務経験を有する者を指しています。
4	質問	水道料金徴収等包括業務委託業務仕様書 P14 第8章 委託業務の内容 1 水道料金徴収業務 質問：イ 収納金の管理、報告業務について、P20 (12) ウでは「企業会計に必要な書類作成」と記載されています。これらの業務内容が同一または関連する業務であることから、「企業会計補助業務」に該当するものとして認識してよいか、ご教示願います。
	回答	お見込みのとおりです。
5	質問	水道料金徴収等包括業務委託業務仕様書 P15 から P20 第8章 委託業務の内容 (2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(11)、(12) 質問：下水道使用料、農業集落排水施設使用料の徴収業務及び下水道受益者負担金の収納業務を円滑に開始するため、業務開始前に貴局が保有するマニュアル、手順書を基にした引継ぎ及び説明を実施する想定か、ご教示願います。
	回答	お見込みのとおりです。
6	質問	水道料金徴収等包括業務委託業務仕様書 P25 から P28 第8章 委託業務の内容 2 給水装置業務 給水装置業務を円滑に開始するため、貴局の給水装置業務に関するマニュアル・手順書を基にした引継ぎ及び説明を実施する想定か、ご教示願います。

	回答	お見込みのとおりです。
7	質問	水道料金徴収等包括業務委託業務仕様書 P25 から P28 第 8 章 委託業務の内容 2 給水装置業務 質問：給水装置業務における「附帯業務」について、現時点で想定されている具体的な業務内容及び業務範囲について、ご教示願います。
	回答	電算システムとの図面相違による報告や他工事との関連による対応などが想定されますが、詳細は契約後に発注者と協議のうえ、決定します。
8	質問	水道料金徴収等包括業務委託業務仕様書 P28 第 8 章 委託業務の内容 2 給水装置業務 (4) ケ 質問：指定給水装置工事事業者への講習会資料作成補助について、具体的な補助内容及び業務範囲について、どの程度を想定されているのか、ご教示願います。
	回答	年1回の講習会に向けた資料の一部を作成するものです。
9	質問	水道料金徴収等包括業務委託業務仕様書 P43 経費の負担区分について 質問：受注者が負担する経費として記載されている「官報情報検索サービス利用料金」について、年間の利用料金の実績又は想定額をご教示願います。
	回答	現在の年間の利用料金は 26,400 円となります。

10	質問	水道料金徴収等包括業務委託業務仕様書 P44 経費の負担区分について 質問：受注者が負担する経費として記載されている「印刷製本費」について、①～⑥の項目ごとに、以下の点をご教示願います。 ・年間の印刷数量及び印刷費の実績又は想定額 ・受注者が用紙等を準備し、事務所内で印刷することを想定している又は外部業者へ印刷発注を想定しているものか ・外部業者への発注が必要となる印刷物の種類及び仕様 ・給水装置業務における納入通知書、領収書等についても受注者が印刷物を準備する認識でよい なお、「水道料金等徴収業務」では発注者が印刷製本費を負担するものと認識しておりますが、今回の業務における印刷製本費の負担区分について、併せてご教示願います。
	回答	・各業務個別の印刷数量等についてはお示しできませんが、概算で約 3 万枚、30,000 円程度です。(用紙代除く) ・⑤以外については受注者が用紙を準備し、事務所内で印刷することを想定しています。 ・外部業者への発注が必要となる印刷物はありません。 ・⑤の納入通知書兼領収書については発注者が「改ざん防止用紙」を準備し、受注者が事務所内で印刷することを想定しています。 なお、経費の負担区分については別記5のとおりとなっています。
11	質問	質問：水道料金徴収等包括業務委託業務仕様書において、業務の再委託について明確な記載がないため、本業務の一部を第三者へ再委託することが可能か、ご教示願います。
	回答	再委託することは可能です。可能な業務は、水道料金等徴収業務における受付及び入力業務、給水装置業務に限ります。 ただし、再委託する際は、あらかじめ発注者の承諾が必要になります。
12	質問	質問：業務計画書について、会社名、会社ロゴその他の会社を特定できる情報を記載することは可能か、ご教示願います。
	回答	公告の様式4－1及び様式4－2のとおり会社名を記載していただきますので、会社名、会社ロゴその他の会社を特定できる情報を記載することは可能です。

13	質問	質問：業務計画書の作成にあたり、使用するフォントや文字サイズについて指定があるか、ご教示願います。
	回答	使用するフォントは、BIZ UD ゴシック体で文字サイズは11ポイントで作成してください。
14	質問	質問：業務計画書の作成にあたり、文章だけでなく、業務内容や実施体制等を分かりやすく説明するための図表を使用することは可能か。また様式の図の空白を削除する等、レイアウトを一部変更することは可能か、ご教示願います。
	回答	図表の使用は可能です。また、様式の図の空白を削除してレイアウトの一部を変更することは可能です。ただし、両面印刷で表紙を除き、総頁数8頁を限度に作成してください。
15	質問	落札者決定基準 6 給水装置業務に関する事項 給水装置窓口業務の効率化に関する事項 ⑪オンライン化や ICT 技術を活用するなど業務効率化の具体的な取り組みはいくつあるかについて 質問：弊社システムを活用した業務効率化を提案する場合、福島市情報セキュリティポリシーを遵守する必要があると認識しております。そのため、受託者が導入するシステムについても、福島市情報セキュリティポリシーに定める「インターネット接続系」に係る情報セキュリティ対策等の要件を満たす必要があるのか、ご教示願います。 また、受託者が独自に導入するシステムについて、福島市情報セキュリティポリシーへの適合性を事前に確認・協議する必要がある場合、その確認方法及び手続きについても併せてご教示願います。
	回答	福島市ホームページにおいて福島市情報セキュリティポリシーを掲載しておりますのでご確認ください。なお、システム導入の利用環境の詳細に関しては、契約後に発注者と協議のうえ、決定となります。
16	質問	【該当箇所】仕様書 第1章 P14(2)業務開始準備期間 【質問事項】契約締結の予定時期は、いつ頃を想定されていますでしょうか。
	回答	令和8年12月上旬を予定しています。 ただし、低入札価格調査が生じた場合はこの限りではありません。
17	質問	【該当箇所】仕様書 第1章 P15(1)業務の履行場所 【質問事項】履行場所には、受注者の従事者が利用できる休憩スペースはありますか。

	回答	水道施設管理センター内の福島市水道料金お客さまセンターの休憩スペースは、受注者による机等の配置状況にもよりますが、現行業務においては、業務仕様書 P36 別記 1 に記載の「お客さまセンター執務室②」の一部を利用しております。
18	質問	【該当箇所】仕様書第 1 章 P3 6(2)業務時間外の入退場 【質問事項】業務時間外に入退場する場合は、あらかじめ発注者の許可を得る必要があるとされていますが、業務時間外における業務の実施可能時間帯またはシステムの利用可能時間帯に制限はありますでしょうか。
	回答	電算システムに係る利用時間の制限があります。
19	質問	【該当箇所】仕様書 第 1 章 P3 7(1)窓口等の営業日及び業務時間 【質問事項】給水停止執行日等は営業日・業務時間の定めの対象外とありますが、現行業務では、給水停止執行日に時間外の待機時間を設けていますでしょうか。設けている場合は、その時間帯をご教示ください。また、当該時間帯に料金収納の対応を行っていますでしょうか。
	回答	時間外の待機時間は設けておりません。
20	質問	【該当箇所】仕様書 第 2 章 P4 1 統括責任者 【質問事項】「統括責任者として 2 年以上の経験」とありますが、他の委託業務において、名称は異なるものの、同等の職位・責任を有する「業務責任者」として従事した経験を、本要件における「統括責任者」の経験として取り扱うことは可能でしょうか。また、経験を証明する経歴書等には、当該業務における実際の役職名称を記載するとの理解でよろしいでしょうか。
	回答	「統括責任者」と同等の職位・責任を有するものであれば、名称が異なるものであっても経験として取り扱います。また、経歴書等には、お見込みのとおり、実際の役職名称を記載してください。
21	質問	【該当箇所】仕様書 第 2 章 P5 4 組織 【質問事項】「各業務リーダーを設置」とありますが、仕様上、副責任者の配置は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。

22	質問	【該当箇所】仕様書 第7章 P13 10(1)業務計画書 【質問事項】業務計画書について、使用するフォントの種類及びフォントサイズに指定または制限はありますでしょうか。
	回答	使用するフォントは、BIZ UD ゴシック体で文字サイズは11ポイントで作成してください。
23	質問	【該当箇所】仕様書 第8章 P16 1(4)水道メーター検針業務 ア 各戸検針作業 【質問事項】各戸検針の対象件数には、閉栓中の給水栓も含まれますでしょうか。
	回答	閉栓中の給水栓も含まれます。
24	質問	【該当箇所】仕様書 第8章 P16 1(4)水道メーター検針業務 【質問事項】現在のスマートメーターの導入件数等の実績をご教示ください。また、本業務の履行期間中に導入を予定している場合は、導入予定時期、規模及び運用方法等について、現時点で決定している内容をご教示ください。
	回答	現在、試験的に6件導入しております。 また、本業務の履行期間中の導入は、現時点では未定です。
25	質問	【該当箇所】仕様書 第8章 P17 1(4)水道メーター検針業務 カ・ク、別記5 経費の負担区分(P41～P43) 【質問事項】「ご使用水量等のお知らせ」及び「口座推進に関するお知らせ」の作成・印刷等に係る費用は、発注者と受注者のいずれの負担となるかご教示ください。
	回答	どちらも作成・印刷にかかる費用は発注者負担となります。
26	質問	【該当箇所】仕様書 第8章 P17 1(4)水道メーター検針業務 ケ～サ 【質問事項】検針再調査、宅内漏水調査及び異常水量調査について、それぞれの年間件数または月平均件数の実績をご教示ください。
	回答	検針再調査、宅内漏水調査及び異常水量調査の件数につきましては、個別に集計しておりません。再調査件数として集計している件数に含まれており、令和7年度実績は6,075件です。
27	質問	【該当箇所】仕様書 第8章 P17 1(4)水道メーター検針業務 テ 【質問事項】検満メーターの取替えに伴うデータ入力は、すべて手入力で行うのでしょうか。それとも OCR 等によるデータ読み込みが可能でしょうか。

	回答	すべて手入力になります。
28	質問	【該当箇所】仕様書 第8章 P17 1(4)水道メーター検針業務 テ 【質問事項】検満メーター取替えの月平均件数をご教示ください。
	回答	令和7年度の実績は15,479件です。月平均にすると約1,290件です。
29	質問	【該当箇所】仕様書 第8章 P17 1(4)水道メーター検針業務 ヌ 【質問事項】業態区分調査とは、具体的にどのような内容の調査を行うのでしょうか。
	回答	業態区分調査とは、水道メーター検針時に水道使用者の登録している業種（家庭用・事業用）に変更がないか調査する内容となります。
30	質問	【該当箇所】仕様書 第8章 P19 1(9)水道料金等収納業務 【質問事項】現在、窓口における料金の収受には、レジスターまたは POS レジのいずれを使用していますでしょうか。また、窓口における料金支払い件数の月平均及び、料金支払いや各種受付等を含むお客様センター窓口への来所件数(年間件数または月平均件数)をご教示ください。
	回答	現在、セミセルフレジとPOSレジを併用で使用していますが、料金の収受は手渡しで行っております。 窓口における料金支払い件数は、令和7年度の実績で10,052件になります。月平均にすると約838件になります。なお、この件数は、納付書の枚数になります。 また、各種受付等を含むお客さまセンター窓口への来所件数は、令和7年度の実績で11,756件になります。
31	質問	【該当箇所】仕様書 第8章 P19 1(9)ウ 宛先不明返戻分の納入通知等の調査及び配布 【質問事項】宛先不明による納入通知書等の返戻について、年間返戻件数及び調査・配布件数の実績をご教示ください。
	回答	どちらも令和7年度の実績になりますが、返戻件数は2,550件であり、全件、調査・配布しております。

32	質問	【該当箇所】仕様書 第8章 P21 1(16)滞納整理業務 【質問事項】現地集金を行う場合、HT(ハンディターミナル)による対応となりますでしょうか。HT を使用しない場合は、納付書または手書き領収書のいずれを使用することとなりますでしょうか。また、現行業務において現地集金を実施している場合は、年間件数または月平均件数をご教示ください。
	回答	現地集金は、行っておりません。
33	質問	【該当箇所】仕様書 第8章 P22 1(20)漏水通報の受付及び一次調査業務、別記5 経費の負担区分(P43) 【質問事項】残留塩素測定に使用する測定器及び試薬については、発注者にて用意していただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、漏水通報の受付件数及び一次調査の年間件数または月平均件数をご教示ください。
	回答	残留塩素測定に使用する測定器及び試薬については、受注者にて用意をお願いいたします。 また、漏水通報の受付件数及び一次調査の件数につきましては、個別に集計しておりません。再調査件数として集計している件数に含まれており、令和7年度実績は6,075件です。
34	質問	【該当箇所】仕様書 別記4-2 福島市役所本庁舎7階上下水道局給水課内 P40 【質問事項】同時対応が必要になる数を把握したいため、給水受付業務を行う窓口の設置数をご教示ください。また、現行業務における窓口対応者の配置人数をご教示ください。
	回答	現在、給水装置窓口は2箇所です。 また、窓口対応は直営で市職員3名です。
35	質問	【該当箇所】仕様書 別記5 受注者が負担するもの P43 【質問事項】電話(録音機能付き)は受注者負担とされていますが、必要となる台数をご教示ください。
	回答	必要に応じて準備ください。なお、現在は13台となっております。

※質問内容は、質問書どおりに記載しております。

以上